

生徒手帳

平成31年度

東京都立武蔵村山高等学校

電話 042(560)1271(代)

FAX 042(560)8691

生徒心得

- (2)
- I 一般心得 (3)
- すべての生徒が (4)
- 秩序のある 明るい生活をおくるために (5)
- 創造的な 自己開拓の気魄をもって (6)
- 学校生活に積極的に参加しよう。 (7)
1. 生活の基本的事項 (7)
- (1) 規律やきまりを守り、それぞれの責任を果たすこと。 (1)
- (2) 常に本校生徒としての自覚と誇りをもって行動すること。 (1)
- (3) 生命の尊重と安全に対する配慮を怠らず、他人に対し思いやりの心をもって接すること。 (1)
2. 礼 儀 (1)
- (1) 節度をわきまえ、折目正しい行動を心がけること。 (2)
- (2) ことばづかいに注意し、野卑・粗暴にならないようにすること。 (2)
3. 環境の整備 (3)
- (1) 学習環境の整理・整頓に心がけ、学習の効果を高めるよう努力すること。 (1)
- (2) 各自が校内の美化に気をくばり、環境の整備に心がけること。 (1)
- (3) 公共物は大切に扱うよう、心がけること。 (2)
- II 校内生活 (3)
1. 登校・下校 (3)
- (1) 始業の5分前までに登校するよう心がけること。 (3)

- (2) 自動車・自動二輪など原動機を利用した車輛での通学（便乗も含む）は禁止する。
- (3) 登校後は、放課後まで無断の外出はしないこと。
- (4) 定められた時刻までに下校すること。
- (5) 自転車で通学する者は、自転車登録をし、指定された位置に駐輪する。
- (6) 休日の登校は原則として認めない。
- (7) 学校には、学習・特別活動に不要なものは、持参しないこと。

2. 出欠席等

- (1) 欠席・欠課・遅刻・早退・公欠・忌引等の場合は、所定の手続きで願または届（P. 28参照）をあらかじめ提出すること。やむをえず当日連絡する場合は、原則として保護者が午前8時30分から9時の間に学校へ電話するか、午前9時までにFAXで連絡すること。
- (2) 忌引は、おおむね次の通りとする。
- | | |
|---------------|------|
| 一親等（父母） | 7日以内 |
| 二親等（祖父母・兄弟姉妹） | 3日以内 |
| 三親等（伯・叔父母） | 1日以内 |
- 一親等親族の祭祀による忌引は1日とする。

3. 集会・署名等

- (1) 校内外で教育計画にもとづかない集会・署名・印刷物配布等を行うときは、生活指導部の許可と顧問教諭の指導を必要とする。
- (2) 校内での募金は原則として行わない。特別な理由がある場合には、生活指導部の許可を得ること。
- (3) 校内における生徒相互間での物品、チケット等の売買は禁止する。

- (4) 掲示しようとするときは、生活指導部の許可を受けて、所定の場所に掲示すること。

4. 校内施設等の利用

- (1) 学校の施設・設備・備品・器具等を使用するにあたっては、所定の手続きを行い、関係職員の許可を受けること。

返納するときは関係職員の確認を受けること。

- (2) 体育関係施設等の利用規定・使用心得の定められている施設・設備を使用するときは、規定や心得を十分守ること。
- (3) 施設・備品等を破損もしくは紛失したときは、関係職員に連絡し、破損届等必要な届を行う。この場合、事情によって、復旧、弁償等を行わせることがある。

5. 食 事

- (1) 昼食時、校外での飲食は禁止する。
- (2) 校内へのガラスビンの持ち込みは禁止する。
- (3) 校内でのガムは禁止する。

Ⅲ 定期考査受験心得

1. 定期考査一週間前から考査終了までの期間は、各委員会、各部活動は原則として停止とする。
2. 考査前日は必ず机の中を空にし、机の上をきれいにする。落書きを消す。
3. 考査期間中、生徒座席は6列とし、名票番号順に着席する。なお、選択科目その他で2組以上が同一教室で受験する際は、クラス番号順に着席する。
4. 筆記用具以外は、すべてカバン等に入れ、教室の前後かロッカーに置き、机の上や中には置かない。

筆箱もカバン等にいれる。スマートフォン等の電子機器は電源を切り、自分のロッカーに入れ、教室には持ち込まない。

5. 不正行為は絶対にしない。
 6. 遅刻した場合は残余の時間で受験する。
 7. 途中退室は認めない。具合が悪いときは監督者の指示に従う。
- 付記 定期考査を病気や事故等で受験できなかった者は、教科担任に申し出ること。

IV 身だしなみ

1. 身だしなみ

- (1) 登校から下校までの間は、本校所定の校服を着用する。校服については、2. 校服を参照すること。
- (2) 校内では所定の上履きを履くこと。
- (3) 頭髪は脱色・染色・不自然なカットやパーマ等の加工をしてはならない。
- (4) 化粧をしてはならない。
- (5) 装身具（ピアス、指輪、その他）は着用してはならない。
- (6) 必要に応じて、上記の他、指示することがある。

2. 校 服

校服の様式は次の通りとする。

(男子)

ブレザー、ズボン、シャツ、ネクタイ

(女子)

ブレザー、スカート、又はズボン、シャツ、ネクタイ

- 注1. 校章をブレザーの左襟前面につけること。
- 注2. シャツは、白無地でYシャツ型を基本とする。
- 注3. ブレザー、ズボン、スカート、ネクタイの色・型・生地は本校指定のものとする。
- 注4. 夏季（6～9月）は白無地のポロシャツを着用してもよい。また、ブレザー・ネクタイの着用を省略することができる。
- 注5. ベスト、セーターを着用する場合はVネックとし、白・紺・灰・黒・キャメル・ベージュ系の色で、原則は無地のものとする。編み方等はシンプルなものに限る。ワンポイントがあるものを着る場合は、蛍光色等派手でなく、約3cm以下とする。
- 注6. コート類は派手でないものとする。
- 注7. 校内の儀式には正装で参加すること。
男女ともエンジのネクタイ。
- 注8. 衣替えの掲示に示された諸注意を守ること。
- 注9. スカートの裾を短くする等の加工をしてはならない。

V 校外生活・その他

1. 校内校外を問わず、暴力行為、喫煙・飲酒等の法令違反行為ならびに反社会的な行為を行ったり関わったりすることがないように注意すること。
2. アルバイトは原則として禁止する。
3. 校外で事故にあった場合には、必ず担任や学校に連絡すること。